

令和5年3月13日現在

「ふくい安全・安心飲食店認証制度」の申請に関するFAQ

【対象店舗について】

Q 1. どのような飲食店が対象となりますか。

A 1. 福井県内において、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員であるものまたは法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除きます。）が営む事業用施設で、専ら集客を目的とし、次に掲げるものを除くものとします。

- (1) その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店（テイクアウト型、デリバリー型の店舗など）
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

（認定対象外の飲食店）

- ・常設でない店舗（キッチンカーなど）
- ・小売（コンビニ、スーパーマーケット）など、飲食以外のサービス提供を主たる業とする店舗
- ・テイクアウトやデリバリーの専門店、客席を持たない店舗

【申請について】

Q 2. どのように申請したらよいですか。

A 2. <郵送による申請>（宛先は下記のとおり）

ご記入いただいた下記の書類を封筒に入れて郵送してください。

1. 誓約書
2. ふくい安全・安心飲食店認証制度 チェックシート（予め自己チェックしたもの）
3. ふくい安全・安心飲食店認証制度 申請書

<メールによる申請>

申請書類（word データもしくは、PDF データ）を添付した上で、下記のメールアドレスまでお送りください。（添付するデータは上記郵送書類と同じです）

（郵送による申請） 〒918-8104 福井市板垣3丁目1510

（(株)ウララコミュニケーションズ内）

ふくい安全・安心飲食店認証サポートセンター 担当者 宛

（メールによる申請） info@fukui-anshin-ninsyou.com

Q 3. 申請に費用はかかりますか。

A 3. 申請および認証について、費用はかかりません。

Q 4. 申請書（兼請求書）はどこでもらえますか。

A 4. 県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/insyokutenninsyo.html>)、

ふくい安全・安心飲食店認証制度特設サイト (<https://fukui-anshin-ninsyou.com>)
からダウンロードできます。

Q 5. 複数の店舗を営営していますが、申請は1つでよいですか。

A 5. 店舗ごとに認証を行いますので、店舗ごと別々に申請してください。

【認証（ステッカー）について】

Q 6. 現地確認はいつ実施されますか。

A 6. 申請後、委託業者から連絡がありますので、現地確認の日程調整を行ってください。

Q 7. 認証ステッカーはどのように交付されますか。

A 7. 認証ステッカーは、認証後、後日郵送します。

Q 8. 認証ステッカーに有効期限はありますか。

A 8. 政府において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付けること、またこれに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」が廃止されることが決定されました。

これを受けて、特段の事情が生じない限り、本認証制度についても令和5年5月7日をもって終了する予定です。

Q 9. 認証後、店舗が移転した場合、何か手続きは必要ですか。

A 9. 移転後の店舗において引き続き認証を受ける場合には、再度認証の申請を行う必要があります。詳しくはコールセンターまでご連絡ください。

Q 10. 認証後、店舗が閉店した場合、何か手続きは必要ですか。

A 10. 閉店した場合は、コールセンターまでご連絡ください。なお、閉店後は認証ステッカーは使用できませんのでご注意ください。

Q 11. 認証後、店舗名に変更が生じた場合は何か手続きは必要ですか。

A 11. 店舗名に変更が生じた場合は、コールセンターまでご連絡ください。

Q 12. 認証後、店舗で感染が確認された場合、どのように対応すればよいですか。

A 12. 保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応し、より一層の感染防止対策を講じてください。